≪申請にあたってのご注意≫

工事実施/簡易スロープ購入前に福祉課へ必ずご相談ください

- ・助成金の申請は、施工前又は購入前のものに限ります。 施工後又は購入後のものについては、申請を受け付けることが一切できませんので、予めご了承 ください。
- ・申請にあたっては、申請書のほかに計画書(図面)や見積書等も必要となります。
- ・助成可能な整備内容は、原則として「東京都福祉のまちづくり条例施行規則」で定められた基準に適合するものに限られます。
- ・令和6年度は、令和7年3月31日までに工事又は購入が完了するものについて、申請を受け付けます。
- ・他の公的助成制度と重複して、助成を受けることはできません。



台東区福祉部福祉課庶務係

TEL:03-5246-1173

FAX:03-5246-1059

HP:https://www.city.taito.lg.jp/kenchiku/machidukuri/fukushi/fukushiseibijosei

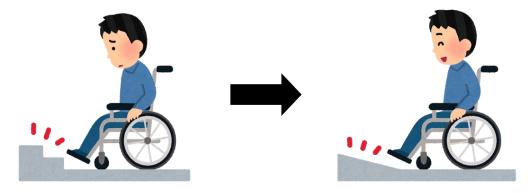


令和6年4月

台東区福祉のまちづくり整備助成金

床面積200㎡以下の医療施設対象 パリアフリー整備を助成します

台東区内にある医療施設(診療所、施術所、薬局)が行うバリアフリー整備の経費の一部を助成することで、区内のバリアフリー化を促進し、すべての人にやさしいまちづくりを目指しています。



対象となる 事業者

台東区内に所在する医療施設

①診療所(クリニック) ②施術所 ③薬局

ただし、その用途に供する部分(バックヤード等を含む)の床面積の合計が 200㎡以下であるものに限る。

※賃貸の場合でも整備助成の対象となります(ただし、貸主の同意が必要)

助成対象となる整備内容

工事を伴うもの

- 1.(1) 道路から出入口までの敷地内の通路の整備
- (2) 主要な出入り口の整備
- 2. 施設内設備
- 3. 簡易スロープの購入 ※詳細は裏面をご参照ください。

助成率

助成対象経費の 1/2

助成限度額

工事を伴うもの 100万円

簡易スロープの購入 5万円



助成対象となる整備内容



1.(1) 道路から出入口までの敷地内の通路の整備

施設内がバリアフリー化されていても、施設に入ることができなければ、通行の障害が解消されているとは言えません。道路から施設の出入口に至る敷地内の通路を整備することで安全かつ円滑に出入りできるようになります。

【整備基準】 ※東京都福祉のまちづくり条例施行規則の基準による

- ① 幅は、1.2m以上とすること
- ② 通行の際に支障となる段差を設けないこと
- ③ 滑りにくい仕上げ、材料とすること

(2) 主要な出入口の整備

施設の主要な出入口に段差があったり、重い戸や開閉しにくい構造の戸では、出入りが困難です。スロープや自動開閉の戸などに変更することで車いす使用者や高齢者等が円滑に利用できるようになります。

【整備基準】

- ① 幅は、80㎝以上とすること
- ② 通行の際に支障となる段差を設けないこと
- ③ 戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること
 - ※手動引き戸においては下記の点に留意すること
 - (1)軽い力で開閉できること
 - (2)戸の取っ手は車いす使用者や子ども等にも使いやすい高さに設け、形状に留意すること

2. 施設内設備

施設内の通行障害の解消やトイレなどの誰もが利用する設備をバリアフリー化することで、 より施設を快適に利用することができるようになります。

【整備項目例】

トイレの洋式化や手すりの設置、車いす対応の拡張工事



3. 簡易スロープの購入

敷地・建物の構造上、1~2の整備ができない箇所について、簡易的なバリアフリー整備物品(簡易スロープ)を備えることで、全ての人が利用しやすい施設になります。

【設置基準】

- ① 簡易スロープの設置により、安全が図れること
- ② 助成申請の製品については、JIS規格等安全性が 確保できるものに限る。



助成金交付までの流れ

1 福祉課にバリアフリー整備の相談 裏面記載の問い合わせ先にご連絡ください。

<u>必ず</u>工事/購入前に ご相談ください!

- 2 区の職員による現場確認
- 3 助成申請·交付決定
- 4 工事実施/物品購入
- 5 整備の完了/物品の購入を区に報告(実績報告)
- 6 助成金額確定
- 7 区に交付請求
- α 助成金の交付

